

6-1. 館林市つつじが岡公園再整備基本計画策定審議会

館林市規則第66号

館林市つつじが岡公園再整備基本計画策定審議会設置規則

(趣旨)

第1条 この規則は、館林市附属機関設置条例(平成30年館林市条例第26号)第2条第2項の規定に基づき、館林市つつじが岡公園再整備基本計画策定審議会の設置、組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 つつじが岡公園再整備基本計画(以下「基本計画」という。)の策定を早急に講ずべき必要があるため、館林市つつじが岡公園再整備基本計画策定審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(設置期限)

第3条 審議会は、令和5年3月31日まで置くものとする。

(所掌事務)

第4条 審議会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 基本計画の策定に関すること。
- (2) その他市長が必要と認めること。

(組織)

第5条 審議会は、委員13人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 副市長
- (2) 市議会議員
- (3) 関係団体等の代表者
- (4) 公共的団体等を代表する者
- (5) その他市長が適当と認める者

(会長)

第6条 審議会に会長を置き、副市長をもって充てる。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第8条 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、意見の陳述、説明、資料の提出その他の必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、経済部つつじのまち観光課において行う。

(その他)

第10条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(この規則の失効)

2 この規則は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

館林市つつじが岡公園再整備基本計画策定審議会委員名簿

(敬称略)

NO	役職	氏名	所属	備考
1	会長	野口 一幸	館林市副市長	館林市
2	委員	斉藤 貢一	経済建設常任委員会委員長	市議会
3	委員	松本 隆志	経済建設常任委員会副委員長	
4	委員	渡邊 清一	花山町区長	地元行政区
5	委員	中嶋 直一	つつじ町区長	
6	委員	寺内 吉一	城沼漁業協同組合組合長 城沼観光(株)代表 館林市観光協会副会長	公園内事業者 観光関連団体
7	委員	設楽 伸仁	つつじが岡営業者組合	公園商店組合
8	委員	石川 京子	SORANOMONシアター代表 コミクル代表	公園利用団体
9	委員	栗原 誠	HANAYAMA MUSIC FELLOWS	公園利用団体
10	委員	大塚 雅昭	群馬県県土整備部都市計画課長	群馬県
11	委員	栗原 誠	館林市政策企画部長	館林市
12	委員	村上 実	館林市都市建設部長	館林市
13	委員	浅野 康彦	館林市経済部長	館林市

館林市つつじが岡公園再整備基本計画策定審議会の経過

回数	日時	議事	出席者
第1回	令和3年12月22日(水) 10:00～12:00	(1) 公園の現状と課題 (2) 再整備のコンセプト	12名
第2回	令和4年1月17日(月) 13:30～14:30	(1) 事業者意向調査の結果 (2) 再整備のイメージ	13名
第3回	令和4年2月21日(月) ※個別訪問	(1) 運営を見据えた官民連携による事業手法 (2) 事業の流れ	13名

6-2. 事業手法

官民連携による都市公園整備・管理運営事業の代表的な事業手法は、以下の通りです。

【事業手法一覧】

制度名	根拠法	特徴
① 管理許可制度	都市公園法 第5条	・民間事業者等（公園管理者以外のもの）の申請に対して公園管理者が既存公園施設の管理を認める制度。期間は、十年以内となっている。
② 指定管理者制度	地方自治法	・公の施設の管理・運営を、民間事業者等に包括的に代行させることができる制度。 ・管理制度であるため、施設の建設はできない。
③ 公共施設等運営権制度 (コンセッション方式)	PFI法	・利用料金の徴収を行う公共施設について、施設の所有権を公共主体が有したまま、施設の運営権を民間事業者に設定する方式。 ・自由度の高い運営を可能にすることにより、質の高いサービス提供が主な目的。
④ 占用許可制度	都市公園法 第6条	・申請に基づき許可を与えることにより、都市公園内において、公園管理者以外の者が、公園施設以外の工作物その他の物件又は施設を設けて公園を占有することができる制度。
⑤ 設置管理許可制度	都市公園法 第5条	・民間事業者等（公園管理者以外のもの）の申請に対して公園管理者が既存公園施設の設置を認める制度。期間は、十年以内となっている。
⑥ 公募設置管理制度 (Park-PFI事業)	都市公園法 第5条の2 ～5条の9	・飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する公募対象公園施設の設置と、当該施設から生ずる収益を活用してその周辺の園路、広場等の一般の公園利用者が利用できる特定公園施設の整備・改修等を一体的に行う者を、公募により選定する制度。 ・都市公園法の特例措置（設置管理許可期間の特例、建ぺい率の特例、占用物件の特例）がインセンティブとして適用される。
⑦ PFI事業	PFI法	・公共施設等の設計、建設、維持管理運営に、民間事業者の資金とノウハウを活用し、効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図る考え方。

【事業手法一覧】

手法	特徴	根拠法	役割分担			所有者		資金調達		支払			
			設計	建設	維持管理	運営	土地	施設	施設整備		維持管理・運	事業者-公共	
公設民営													
① 都市公園法における管理許可制度	◇公園管理者以外の者に対し、都市公園内における公園施設の管理運営を許可できる制度	都市公園法第5条	事業対象外	事業対象外	民間	民間	公共	公共	事業対象外	民間	施設使用料	-	公共-事業者
② 指定管理者制度	◇民間事業者等の人的資源やノウハウを活用した施設の管理運営の効率化（サービス向上、コスト削減）が主な目的 ◇一般には施設整備を伴わず、都市公園全体の運営維持管理を実施	地方自治法	事業対象外	事業対象外	民間	民間	公共	公共	事業対象外	公共	-	指定管理料 ※	
③ 公共施設等運営権制度（コンセッション方式）	◇利用料金の徴収を行う公共施設について、施設の所有権を公共主体が有したまま、施設の運営権を民間事業者に設定する方式 ◇民間事業者による自由度の高い運営を可能にすることにより、質の高いサービス提供が主な目的	PFI法	事業対象外	事業対象外	民間	民間	公共	公共	事業対象外	民間	運営権対価	-	
民設民営													
④ 都市公園法における占用許可制度	◇申請に基づき許可を与えることにより、都市公園内において、公園管理者以外の者が、公園施設以外の工作物その他の物件又は施設を設けて公園を占用することができる	都市公園法第6条	民間	民間	民間	民間	公共	民間	民間	民間	占用料	-	
⑤ 都市公園法における設置管理許可制度	◇公園管理者以外の者に対し、都市公園内における公園施設の設置管理を許可できる制度	都市公園法第5条	民間	民間	民間	民間	公共	民間	民間	民間	許可使用料	-	
⑥ 都市公園法における公募設置管理許可制度（Park-PFI）	◇飲食店、売店等の公募対象公園施設の設置または管理と、その周辺の園路、広場等の特定公園施設の整備、改修等を一体的に行う者を、公募により選定する制度	都市公園法第5条の2～5条の9	民間	民間	民間	民間	公共	民間	民間（一部公共）	民間	公園使用料	特定公園施設の設計・建設費の一部	
⑦ PFI事業	◇民間の資金とノウハウを活用し、効果的かつ効果的な社会資本の整備、低廉かつ良好なサービスの提供が主な目的 ◇都市公園では、プールや水遊園等大規模な施設での活用が進んでいる	PFI法	民間	民間	民間	民間	公共	公共 or 民間	民間	民間	-	サービス購入費 ※	

※独立採算型の場合、指定管理料/サービス購入費の支払い・受け取りはなし。

館林市つつじが岡公園再整備基本計画

館林市経済部つつじのまち観光課

所在地：〒374-0005 群馬県館林市花山町 3181

TEL：0276-72-6718 FAX：0276-72-6756

発行年月：令和4年3月

